

客出香の時は、初に香を亭主へ渡し、香包に出したる人の名香銘隠し銘にて打交、香篋に入置べし、棚物等は座席の室禮によるべし、又御厨子其外置棚物は見合次第の事也、棚のかざり置合は、座傍を以て室禮すべし、主客とも能々申合事肝要なり、

月日

右此雪月花の式は、天文年中、西三條殿右大臣公條公、其比御出家被遊、御法名稱名院仍覺入道殿とて、御閑居之砌、御出作被爲成し御式也、然ども無程御大病に而、永祿元年十二月二日薨去ニ付、未其式不行、其後元龜二年之比、御嫡子右大臣實世公絶たるを繼、此式御催被遊し處、自元名香合之式は、其香を記分て考へ、或は衆儀判の詞等に、至迄勝れて功者之人々も容易に難催事也、増て此雪月花の式は、月雪花の折柄被相催し御遊の一興なれば、一道堪能不成人々も多に付、名香合之式杯御催にても、其式難調、却而不興にも有之に付、右名香合之式を唯常の炷合にて御催可有之、御作意有之、其式は左のごとし、

雪月花御炷合之式

此式は、雪月花遊宴之砌相催す式也、尤兼約不時の催は、時のよろしきを用ゆべし、○中略

天正元年夏五月

蜂谷宗悟在判

〔名香合別記〕兼而日限人數を相定、十人或は七八人にすべし、但人數丁にする事宜からん歟、出香十番二十組ならば、人數十人の時は二種宛持參すなり、番數を人數に割合せ、出香二種三種づゝもあるべし、六十一種の名香おもひよりに出すべし、玄かれども法隆寺、東大寺は出さざる事なり、持參の香各香壘に入る、但蘆手書はなし、香箸短尺は例のごとし、銀葉はいれず、香壘の圖は、泉殿作銘床掛物前には置物なし、軸本に文臺に料紙硯箱違棚無之ば、厨子又は志野棚にても出してよろし、亂箱内飴は奥に圖之、○圖略、客へ出す料紙は、短尺は重硯の上に置、文鎮置べし、料紙ならば客とりて、二